

# 令和4年度 芦屋市地域密着型サービスの公募について（公募要領）

## 1 公募の趣旨

平成18年度の介護保険制度改正により、市が指定権限等を有する地域密着型サービスが創設されました。このサービスは、高齢者の方々が介護が必要な状態になっても引き続き住み慣れた環境の中で安心して生活を継続できるよう、身近な地域や居宅でサービスを受けられるよう、市が基盤の整備を進めていくものです。

芦屋市では、第8期介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度）に基づき、地域密着型サービスの整備を進めてまいります。より質の高いサービス提供の確保及び指定を公平に進める観点から、事業者の指定を、一部公募・選定により行います。

## 2 令和4年度公募対象事業

サービス種別	整備予定数	定員	整備圏域
看護小規模多機能型居宅介護	1か所	29人以下	精道生活圏域

※ 事業所内に地域交流スペースの設置をご検討ください。

※ 山手生活圏域、潮見生活圏域での整備についても、相談可能です。

## 3 応募資格・条件

応募資格・条件は、以下の通りです。なお、選定後に以下を満たしていないことが判明したときは、失格とします。

- (1) 法人格を持つ団体又は病床を有する診療所であること。（法人設立予定も含む。ただし、指定申請時に法人の認可をされていること。）
- (2) 法人代表者及び役員が介護保険法第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 公租公課の滞納がない法人であること。
- (5) 介護保険施設等の経営及び高齢者医療、看護、介護に関する事業の知識を有し、本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。
- (6) 資金計画及び事業計画が確実であり、施設を安定的、継続的に運営できること。
- (7) サービスを実施する土地・建物等が確保されている、又はその見込みが確実にあること。
- (8) 都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令等の基準を満たしていること。
- (9) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (10) 法人が社会的信用を失墜する行為を行っていないこと。
- (11) 特別な事情が無い限り、令和5年度末までに開設すること。

## 4 応募手続き

### (1) 応募受付期間

令和4年11月1日（火）から令和4年12月28日（水）

※ 月曜日から金曜日の、9時から17時30分（12時から12時45分を除く。）の間に、予め、電話でご予約の上、窓口へ直接お持ちください。（郵送による書類の受付はいたしません。）

※ 応募される事業者は、資料作成前に必ずご一報ください。

### (2) 受付・問合せ先

芦屋市福祉部高齢介護課介護保険事業係（TEL：0797-38-2024）

### (3) 応募書類

様式1別紙『公募申請に係る提出書類一覧』の通り

### (4) 提出部数

正本1部、及び副本1部

## 5 地域密着型サービス事業予定者の選考方法

### (1) 事業予定者の決定方法

審査は、書類審査及びヒアリングとします。事務局が書類審査による第1次審査を行い、第1次審査通過者に対して、ヒアリングによる第2次審査を行います。第2次審査（ヒアリング）は、地域密着型サービス事業者選考委員会により行い、その後の協議により事業予定者を決定します。

### (2) 審査の内容

第1次審査（書類審査）では、公募申請書類により資格審査等を行います。第2次審査では、ヒアリングにより、本事業に対する法人の理念・姿勢等、また事業の適正な運営が可能かどうか等について、総合的判断を行います。

### (3) 事業予定者の公表

事業予定者決定後、決定した事業予定者名等を公表します。

### (4) 選定後の手続き

選定された事業者には、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、本市監査指導課に指定申請書を提出していただきます。その後、指定申請書の審査及び現地調査を行い、指定します。

## 6 公募から指定までの流れ

令和4年 11月 1日 公募周知・受付開始

12月28日 受付締切

令和5年 2月 上旬 書類審査による第1次審査結果通知

3月 中旬 地域密着型サービス事業者選考委員会のヒアリングによる第2次審査

4月 上旬 第2次審査結果通知（事業予定者決定）

5月 以降 事業予定者による指定申請書類の提出  
指定申請書類の審査、事業所現地確認  
地域密着型サービス運営委員会による協議  
指定通知の送付

令和5年8月 以降 サービス提供開始

※ 上記日程については、変更になる場合がありますので予めご了承ください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、地域密着型サービス選考委員会をオンライン会議にて行う可能性があります。

## 7 注意事項

- (1) 指定候補事業者として選考された場合であっても、指定を確定したものではありません。指定基準を充足しない場合は指定できません。
- (2) 選考された事業者は、その事業運営にあたっては、地域住民との連携及び協力等の地域交流を図らなければなりません。このため、本公募の申請に際しては、事前に地元への説明を行ってください。本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間に生じた損害賠償請求等については、応募事業者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また求償権等の行使についても同様です。
- (3) 審査・選考の結果に関する異議申し立て等に対しては、本市、芦屋市地域密着型サービス事業者選考委員会及び芦屋市地域密着型サービス運営委員会は一切応じません。また、コンサルティング会社、建設会社又は設計会社であっても、応募法人の整備計画の内容に関しての問い合わせには応じられません。他の応募法人であっても同様です。
- (4) 関係資料等に虚偽事項の記載があった場合には、選考を取り消すことがあります。応募資格等の応募条件を充足しない場合又は応募期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。
- (5) 提出された書類については、「芦屋市情報公開条例」等関連規定により公開することがあります。
- (6) 応募受付期間内に、応募資料が全て揃わない場合や本市から別に期間を定めて行う応募資料の補正や追加に応じられない場合には、応募を辞退したのものととして処理します。
- (7) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員又はこれらの職にあった者やこれらの関係者を通じて不当な圧力がかかった場合には、応募資格を喪失したものとします。また、その他不正行為等があった場合も同様です。
- (8) 地域介護拠点整備事業補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の利用を検討される場合には別途問い合わせください。
- (9) 建設にあたっては、応募事業者において建築確認等必要な手続きを行い、所要の許可等を得る必要があります。なお、これらに要する費用は、応募事業者の負担とします。
- (10) 基本設計、施工及び開設準備にあたっては、法人代表者等責任を持って対応できる者が出

席する説明会等を開催し、近隣住民からの理解を得ること及び安全確保等を図ることが必要です。

- (11) 選定された事業者は、施設の整備にあたり、近隣の住環境への影響が最小限となるよう留意し、日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮することとし、選定された事業者の責任において誠意をもって対応する必要があります。
- (12) この公募要領に定めのない事項については、本市と協議して定めることとします。